

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和3年 6月24日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県江南市前飛保町栄378番地	
氏 名 株式会社シキボウ江南	
代表取締役社長 尾崎友寿	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0587-53-1200	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 シキボウ江南
事業場の所在地	愛知県江南市前飛保町栄378番地
計画期間	R3年4月1日～R4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	11 繊維工業
②事業の規模	製造品出荷額 157,115万円
③従業員数	170名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

代表取締役社長 (廃棄物処理総括責任者)

取締役副社長

工場長

副工場長

ISO 環境委員会

総務課 (産業廃棄物担当)

(産業廃棄物処理責任者)

製造部門

環境設備 (特別管理産業廃棄物管理責任者)

(産業廃棄物処理施設技術管理者)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状

【前年度 (R02 年度) 実績】 別紙1 参照

産業廃棄物の種類

排出 量

t

t

(これまでに実施した取組)

廃プラ類: 資材購入時の検討 (包装資材)

発生抑制を考慮した資材購入の検討、透明包装材の有価物化が業者の引き取り基準が厳しくなりゼロとなった。

汚泥: 排水処理の余剰汚泥引き抜き量を泥の濃度と操業状態を確認しながら決定した。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類

排出 量

t

t

(今後実施する予定の取組)

引き続き現状の取り組みを推進して行く。

有価物対象になる物の検討を行い、引き受け業者の確保に努める。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ：包装資材、ビニール、プラスチック類の分別の徹底 ごみ袋に排出した行程を書き、分別できていない場合はその行程に連絡し再分別を行う。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ：廃棄物専用置き場で分別保管を徹底する。 有価物対象になる物の検討を行い、引き受け業者の確保に努める。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（ R02 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施する予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（ R02 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	7386 t	t
	（これまでに実施した取組） 脱水機、焼却炉、廃水処理設備等の日常管理や定期メンテナンスを行い維持管理に努めている。生汚泥委託処分と汚泥焼却のコスト比較を行い安価な側に処分割合を増やす。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t

		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	7312 t	t
		(今後実施する予定の取組) 現状の管理とメンテナンスを持続し、生污泥委託処分と污泥焼却のコスト比較をおこない、どちらで処理を行うか検討する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

1 現状	【前年度（ R02 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施する予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

1 現状	【前年度（ R02 年度）実績】 別紙 1 参照		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託 量	t	t
	再生利用業者への	t	t

		処理委託 量		
		認定熱回収業者への処理委託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託 量	t	t
		(これまでに実施した取組)		
		委託先処理業者には定期的に実地確認をおこなった。 廃プラスチック類の細分化をすすめた。 汚泥：脱水汚泥の業者処理委託と汚泥焼却のコスト比較をおこなってきた。		

(第5面)

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託 量			t
	優良認定処理業者への処理委託 量			t
	再生利用業者への 処理委託 量			t
	認定熱回収業者への処理委託 量			t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理 委託 量			t
	(今後実施する予定の取組)			
	廃プラ：引き続き現状の取り組みを推進し、再生できる物の検討を行い再生利用業者の確保に努める。 汚泥：2021年に入り汚泥焼却に使用する重油の価格が上昇しているため汚泥委託処理を増やす予定である。			

※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（ R02 年度）実績】

現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	木くず	
	排出量（t）	7700	55	0.950	

令和3年度目標

計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	木くず	
	排出量（t）	7623	54	0.940	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（ R02 年度）実績】

現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	木くず	
	全処理委託量（t）	314	55	0.95	
	優良認定処理業者への 処理委託量（t）				
	再生利用業者への 処理委託量（t）	308		0.95	
	認定熱回収業者への 処理委託量（t）				
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量（t）				

令和3年度目標

計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	木くず	
	全処理委託量（t）	311	54	0.94	
	優良認定処理業者への 処理委託量（t）				
	再生利用業者への 処理委託量（t）	311	0.5	0.94	
	認定熱回収業者への 処理委託量（t）				
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量（t）				

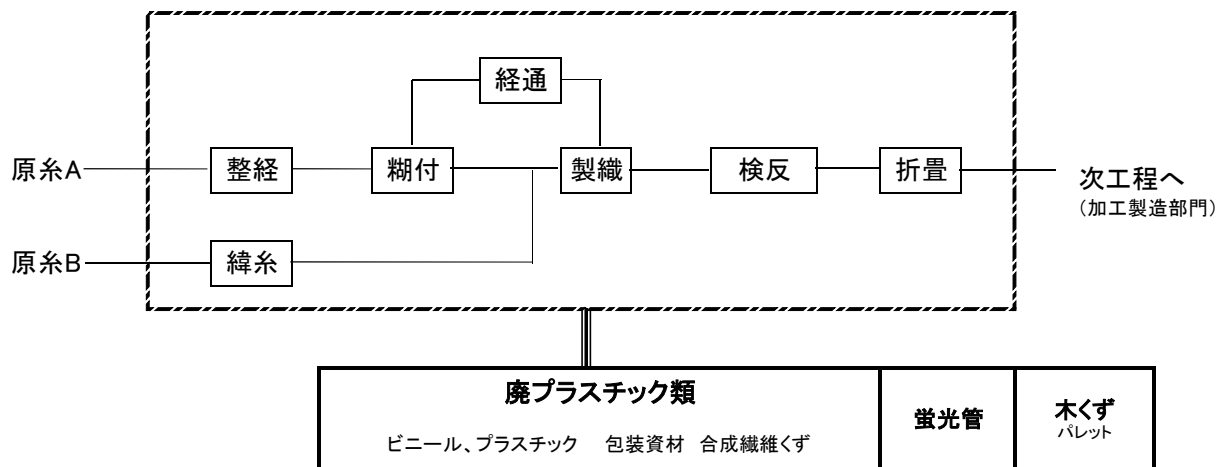


図1 織布製造部門フローシート

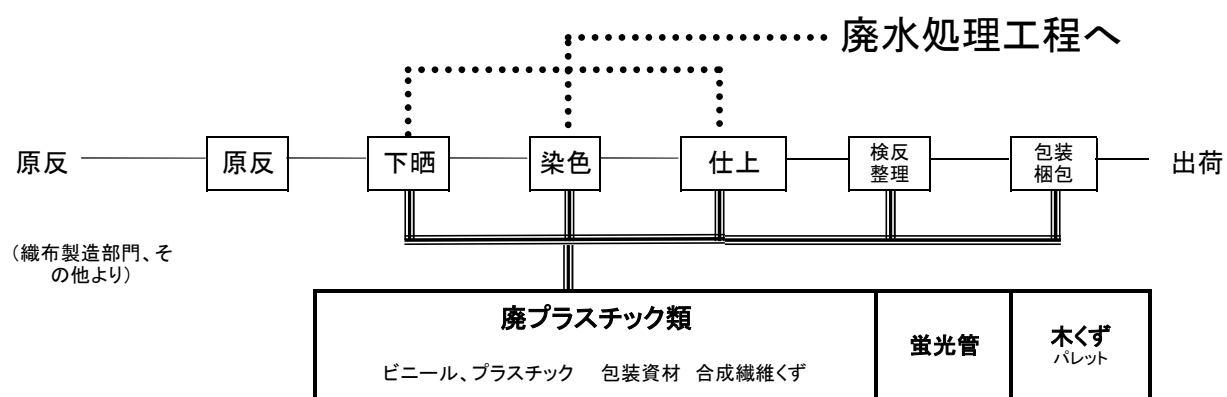


図2 織物染色加工製造部門フローシート

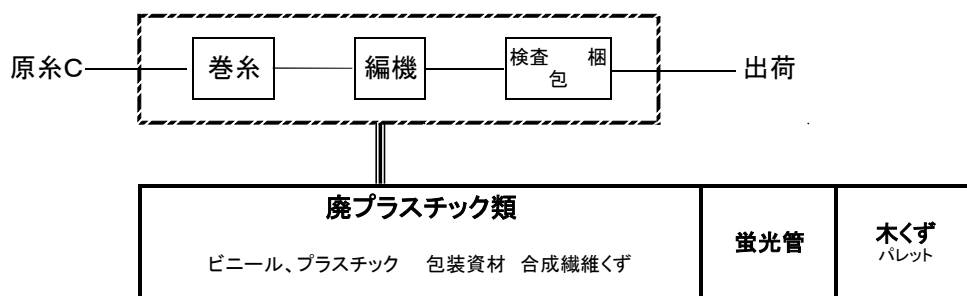


図3 ニット編立製造部門フローシート

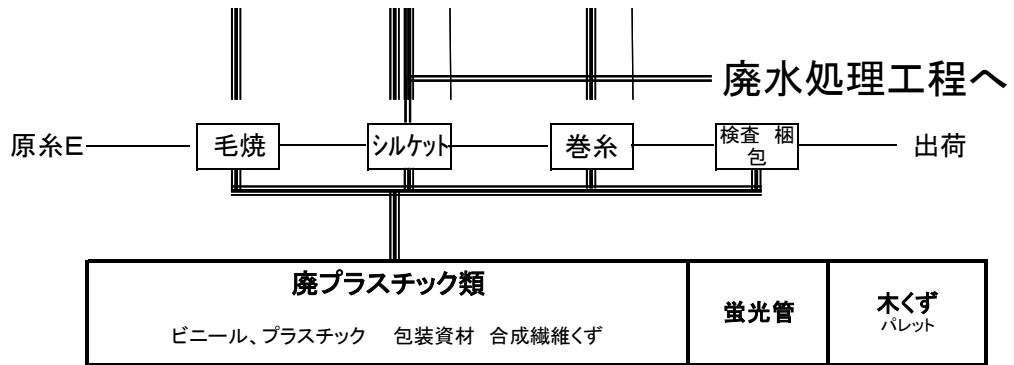


図4 連シル系製造部門フローシート

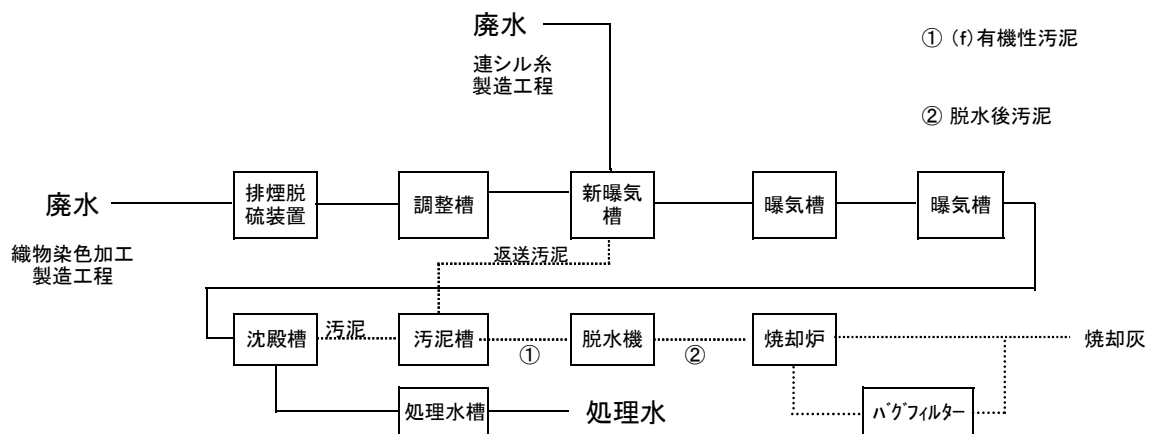


図5 廃水処理工程フローシート

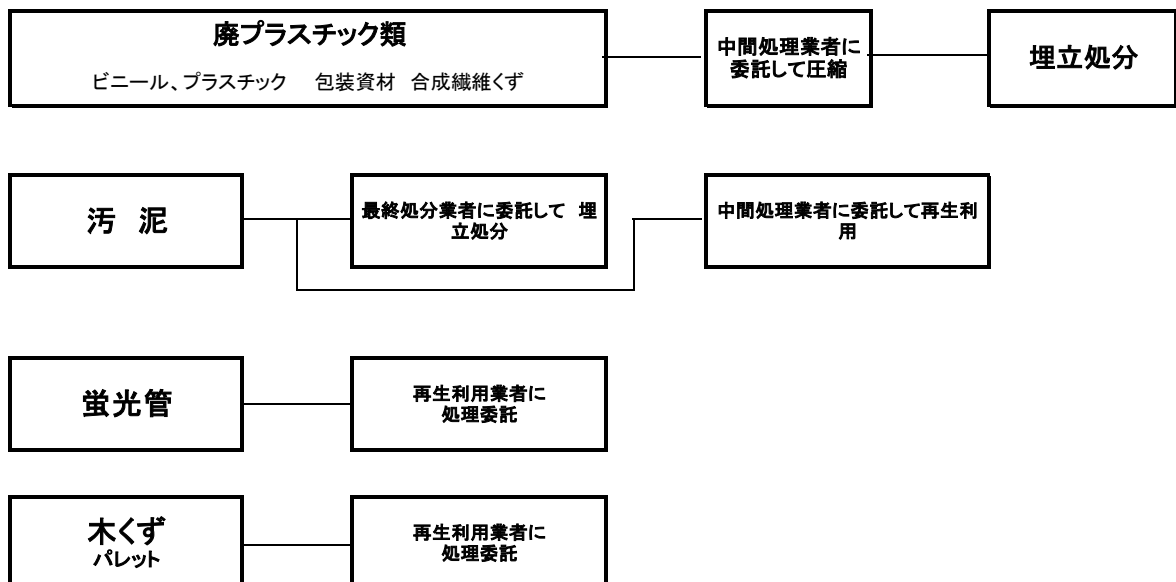


図6 工場から委託業者へ